

山王ひなた美術教室 団体規約

第1条

(名称)

本団体は、山王ひなた美術教室と称する。

第2条

(所在地)

本団体の事務局を、福岡県福岡市博多区山王1丁目5-17に置く。

第3条

(目的)

本団体の活動は、「地域に根差した造形美術表現の学びを基に展開する、子供の健やかな育成と地域見守りの場と各種事業を提供するものであり、高齢者の生涯学習や地域の社会人と子供達が密接な関係を築くための文化コミュニティーを形成し、その事業を展開すること」を主な目的とする。

第4条

(活動内容)

本団体は目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 幼児・子供向け造形絵画教室の実施
- ② 英語と美術造形教育を根幹とした新しい子供教育の展開と実施
- ③ ひとり親・共働き家庭の子育てに対する子供見守り延長と支援
- ④ 障がいをもつ子供への支援・美術造形教育を通じた家庭への支援
- ⑤ 高齢者・社会人向け絵画教室の実施
- ⑥ 市区町村子供会の事業提案と実施
- ⑦ 自然体験活動に美術造形活動を加えた新しい形の子供体験活動の実施
- ⑧ 科学体験活動に美術造形活動を加えた新しい形の子供体験活動の実施
- ⑨ 社会福祉協議会を含めた行政と連動した、子育て・教育・福祉の活動
- ⑩ その他、目的の達成に必要な活動

第5条

(会員)

本団体の構成員は、本団体の目的に賛同した者とする。

第6条

(役員)

本団体に次の役員を置く

- ① 代表
- ② 事務局長
- ③ 監事

○役員は、構成員の互選により選出する。

○役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条

(役員の仕事)

○代表 代表は本団体を代表し、その業務を統括する。

○事務局長 事務局長は代表を補佐し、代表が欠員の時は代表の職務を遂行する。

○監事 監事は山王ひなた美術教室の運営を監視し、適切な指導と助言を行う。

第8条

(総会)

本団体の総会は、毎年1回行うものとする。ただしその他必要に応じて開催することが出来る。総会は次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 活動計画及び予算決定に関する事項
- (2) 活動報告及び決算報告に関する事項
- (3) その他運営に関する重要な事項

第9条

(運営費)

本団体の運営は、事業収入、会費、委託金、補助金、助成金、寄付金等を充てる。

第10条

(会費)

会員は次の年会費を納入しなければならない。

正会員 1,000 円 賛助会員 1,000 円 賛助団体 5,000 円

会員は総会時までに年会費を納入するものとする。

(会員の資格の喪失)

会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表に提出して任意に退会することができる。

(除名)

会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数 3 分の 2 以上の同意により 会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款に違反したとき。

(2) 本団体の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

第 11 条

(会計年度)

本団体の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

付則

この規約は、2015 年 1 月 1 日より施行する。